

韓国の李明博政権の経済課題

調査部 環太平洋戦略研究センター
上席主任研究員 向山 英彦

要 旨

1. 2007年12月に実施された大統領選挙で野党ハンナラ党の李明博氏が当選したのは、盧武鉉政権下での経済失政により有権者の「革新離れ」が生じたことと、「経済の立て直し」を訴えた同氏に対する国民の期待が高かったことによるものである。
2. 盧政権下における経済パフォーマンスの問題点として、所得の伸び悩み、格差の拡大、若年層の就職難、不動産価格の高騰などがある。格差の拡大には非正規労働の増加が関係しており、非正規労働の増加は少子化の一因でもある。また、若年層の就職難が続いている背景には、投資の伸び率が低水準で推移していることがある。
3. こうした経済パフォーマンスに、前政権の政策が深く影響していることに留意する必要がある。金大中政権は構造改革を進める一方、社会的セーフティネットを短期間で整備したが、これにより通貨危機の影響が緩和された半面、その後の家計負担の増大につながった。
4. 盧政権は非正規労働者の処遇改善を目的にした法律（「非正規職保護法」）の早期制定をめざしたが、政党間の合意が得られず、最終的に法案が国会を通過したのは2006年11月であった。2007年7月1日より適用されたのは従業員300人以上の企業と公共機関である。現在までの動きをみると、正規労働者への転換が進む一方、解雇も広がり、必ずしも政府の期待した成果が表れているといえない。
5. 2006年7月に発表された「低出生・高齢社会基本計画」では、5年間で総額32兆7千億ウォン（約4兆1,600億円）を投入し、2010年までに出生率をOECD平均の1.6まで回復させることをめざしている。育児・教育費の支援とともに、ワークライフバランスが実現出来る環境の整備を推進していく計画である。
6. 李明博政権が取り組まなければならない課題は、投資の活性化、雇用の質的改善、少子高齢化対策の強化である。李政権は投資の活性化を主要目標の一つにしており、そのために規制緩和、外国人投資の拡大などを推進していく考えである。
「非正規職保護法」は2008年7月より規模の小さい企業にも適用される。財務基盤の弱い中小企業では、大企業よりも正規職への転換を進める動きが鈍くなることが懸念され、税制面での支援が必要となる。また、出生率は2005年の1.08から2007年に1.26へ上昇したが、これは特殊要因によるところが大きい。出生率の回復には、所得・雇用環境の改善とともに、ライフワークバランスが可能な社会環境の整備が必要である。
7. 新政権に対する国民の期待が大きいだけに、限られた時間内で十分な成果を上げることが出来なければ、再び国民は失望しかねない。その意味で、李明博政権は厳しい環境下でスタートした。

目次

はじめに

1. 盧政権下の経済パフォーマンスの評価

- (1) 改善されなかった国民生活
- (2) 盧政権の政策評価にあたっての留意点

2. 重くのしかかる非正規労働・少子高齢化問題

- (1) 「非正規職保護法」の制定
- (2) 進みだした少子高齢化対策

3. 李明博政権の経済課題

- (1) 投資の活性化
- (2) 雇用の質的改善
- (3) 少子高齢化対策の強化

結びに代えて

はじめに

2007年12月19日に実施された韓国の大統領選挙において、最大野党ハンナラ党の李明博（イ・ミョンバク）氏が当選し、2008年2月25日に第17代大統領に就任した。

李明博氏が当選したのは、盧武鉉政権の下で国民生活の改善が進まなかったため有権者の「革新離れ」が生じたことと、「経済の立て直し」を訴えた同氏に対する国民の期待が高かったことによると指摘されている。したがって、次期政権にまず求められるのは経済の立て直しを図り国民生活を改善することである。国民の期待が大きいだけに、李政権が限られた時間内に一定の成果を上げないと、再び国民の失望をまねきかねない。

韓国経済が持続的な成長を遂げるためには、非正規労働と少子高齢化問題などへの取り組みも必要である。格差の拡大には非正規労働の増加が関係しており、非正規労働の増加は近年の少子化の一因でもあるからである。

さらに、サブプライムローン問題に端を発するアメリカの景気減速と原油価格高騰の影響により景気の先行きが不透明になっているため、短期的には景気減速を最小限に食い止めることも課題となる。その意味で、李明博政権は厳しい環境下でスタートしたといえる。

本稿の目的は、韓国経済の現状を分析し、

新政権が取り組まなければならない課題を浮き彫りにすることである。1. で盧政権下において国民生活の改善が進まなかったことを明らかにする。2. で持続的な成長を遂げる上で重要となる非正規労働対策と少子高齢化対策について触れる。3. で今後の課題を検討する。

1. 盧政権下の経済パフォーマンスの評価

盧武鉉政権が国民の信託を失っていった要因には、対北朝鮮融和外交政策の躓きやリーダーシップの欠如なども指摘出来るが、格差是正と安定した雇用環境を求めた国民の期待に応えることが出来なかったことが主因であると考えられる。

(1) 改善されなかった国民生活

盧政権下における経済パフォーマンスの問題点として、所得の伸び悩み、格差の拡大、若年層の就職難、不動産価格の高騰の4点が指摘出来る。

伸び悩んだ所得

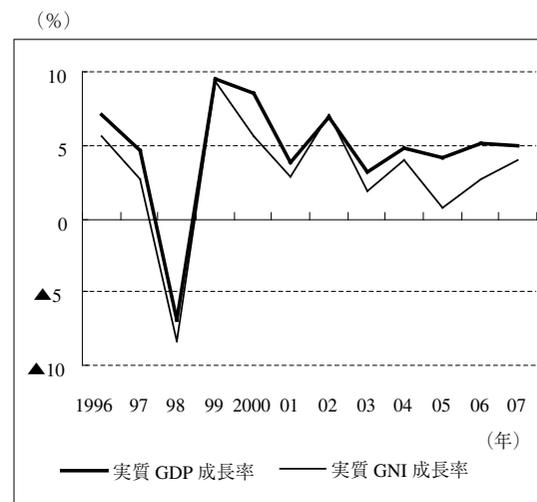
盧政権がスタートした2003年以降の実質GDP（国内総生産）成長率は決して低いものではない。この3年間の実績をみても、2005年4.2%、2006年5.1%、2007年5.0%と、4%以上の成長が続いた。問題はGNI（国民総所

得-GDPに海外からの要素所得の純受取と交易利得を加えたもの）の伸びがGDP成長率を大きく下回ったことに表れているように（図表1）、所得が伸び悩んだことである。とくに2005年は0.7%増、2006年は2.6%増にとどまり、GDP成長率との乖離幅が大きかった。

その主因は交易条件（輸出物価指数／輸入物価指数）の悪化により（図表2）、国内から海外への所得移転が進んだことである。このことは、半導体や液晶パネルなど主力輸出品の価格が低下傾向にあるのに対して、国際原料価格が趨勢的に上昇していることから確認出来る。

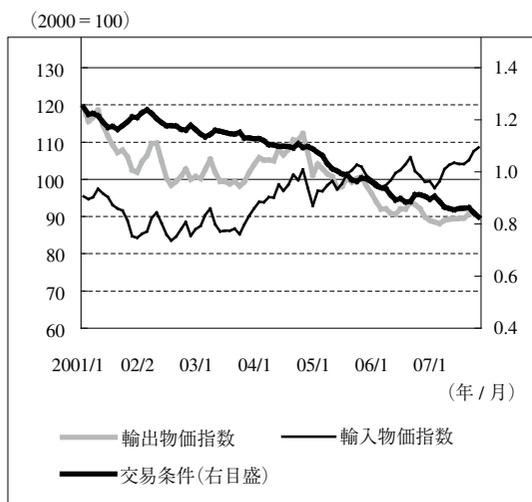
GNIが伸び悩むなかで、通貨危機後に企業が労働コストの削減を図ったため、勤労所得

図表1 韓国の実質GDPとGNI成長率



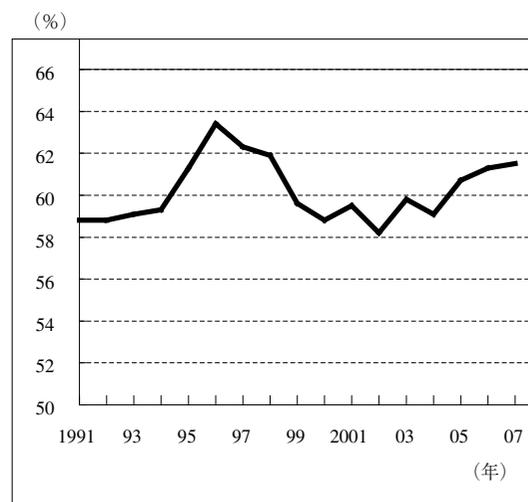
(資料) 韓国銀行、Economic Statistics System

図表2 韓国の交易条件（ウォンベース）



(資料) 図表1と同じ

図表3 労働分配率



(資料) 図表1と同じ

の伸びはさらに低くなった。労働分配率（雇
用者報酬／要素価格表示の国民総所得）は96
年をピークに低下し、2002年にはこの10年で
最も低い58.2%となった（図表3）。近年上
昇しているものの、96年の水準まで回復して
いない。

このように、経済が成長したにもかかわらず、
所得がそれに見合う形で伸びなかったため、
国民は成長の「実感」を得られなかったと
いえる。

是正されなかった所得格差

国民の期待に反して、格差是正が進まな
かったことが二番目の問題である。所得は年
齢、勤続年数、雇用形態、性別、学歴、職種、
地位など多くの属性から影響を受けるが、通

貨危機後に急激に変化したのは、勤続年数や
雇用形態、職種などである。構造改革の一環
として実施された労働市場改革（1998年に派
遣労働制と整理解雇制を導入）は労働市場の
柔軟性を増し、企業部門の早期再生に寄与し
た半面、失業と非正規労働者（定義は後述）
の増加につながった（注1）。

「経済活動人口付加調査」（2006年まで8月
に実施されていたが、2007年から3月、8月
の年2回実施に変更）によれば、非正規労働
者の雇用者全体に占める割合は2001年の
26.8%から2004年に37.0%へ上昇した。その
後も、2005年36.6%、2006年35.5%、2007年
35.9%と高止まりしている。

非正規労働者の月平均賃金は正規労働者の

約60%、賞与がある者は全体の約4分の1であるため、非正規労働者の増加は所得格差の拡大につながる。『家計調査年報』にもとづく（注2）、都市の勤労世帯におけるジニ係数（1に近いほど不平等度が大きい）は98年に急上昇した後、2002年、2003年と連続して低下したものの、2004年に上昇に転じた。2005年、2006年は横ばいで推移し、2007年には再び上昇するなど、格差の是正が進んでいない（図表4）。しかも全国世帯でみると、ジニ係数は2003年（0.341）から2007年（0.352）まで一貫して上昇しており、むしろ格差が拡大していることを示している。

所得格差に関してとくに問題なのは、低所得層の所得回復が遅れていることである。5分位別所得分布をみると、第1分位（下位

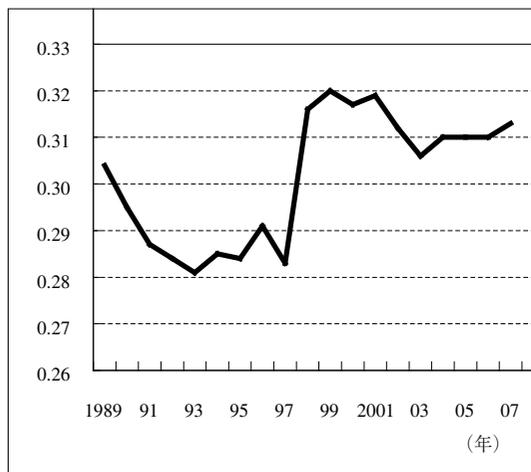
20%の世帯）の構成比は97年の8.3%から99年に7.3%へ低下した後、景気の好転に伴い、2002年には7.7%にまで回復したが、2003年以降、再び低下し、2004年、2005年、2006年は7.2%で推移している。この背景に、低所得世帯の主たる稼ぎ手が景気に大きく左右される非正規労働に従事し、しかもその賃金が低い水準に置かれていることがある。

続く若年層の就職難

三番目の問題は、若年層の失業率の改善が遅れていることである。全体の失業率は2003年の3.6%から2004年、2005年は3.7%へ上昇した後、2006年に3.5%、2007年には3.2%へ低下した。これに対して若年層（20～24歳）の失業率は2006年の9.9%から2007年に8.7%へ低下したものの、依然として高水準である。とりわけ男性は11.7%で前年より0.2%ポイントしか低下しなかった。2003年の盧政権の誕生に一役買った若年層が、2007年の大統領選挙で保守派の李明博氏を支持した理由の一つがここにある。

若年層の就職難の主因は企業が即戦力を求めて中途採用を増やしたことであるが、新規雇用の創出が不十分であったことが深く関係している。最近の5年間をみると、雇用者数の増加は2004年の41.8万人が最大で、2005年以降は30万人（政府の目標水準）を下回っている。しかも問題なのは、総固定資本形成の伸び率が2005年2.4%、2006年3.6%、2007年4.0%と上昇したにもかかわらず雇用者数が

図表4 都市家計世帯におけるジニ係数



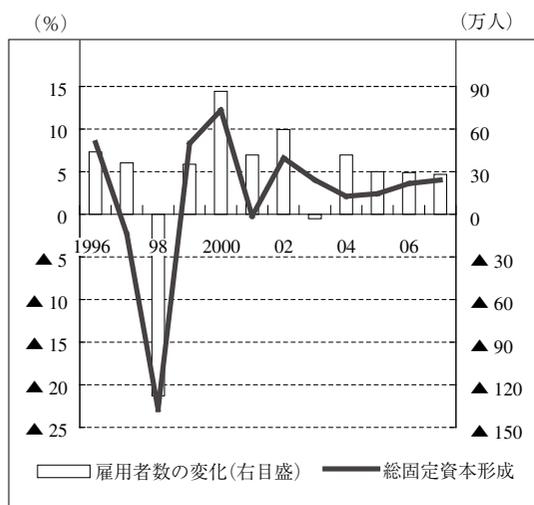
（資料）統計庁『家計調査年報』各年版

さほど増えていないように、投資の雇用創出力が低下していることである（図表5）。

総固定資本形成の伸びが低水準で推移している背景には、①政府が社会的セーフティネットの整備を進めて社会開発費の支出を増やした結果、経済開発費の伸びが抑えられたこと（後述）、②消費や建設投資など内需の低迷がしばらく続いたこと、③経済のグローバル化が進展するなかで、大企業が生産コストの低い国や需要が拡大している新興国での投資を拡大させていることがある。

韓国の対外直接投資額（韓国輸出入銀行発表、実行ベース）は2005年の66億ドルから2006年に108億ドル、2007年には204億ドルへ拡大した（国際収支ベースは図表21を参照）。

図表5 実質固定資本形成伸び率と雇用者数の変化



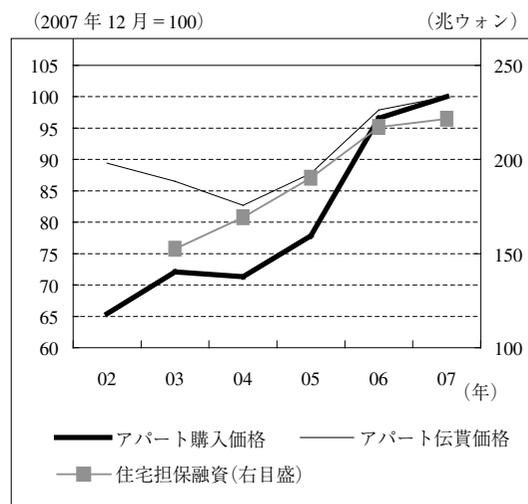
（資料）図表1と同じ

不動産価格の高騰

不動産価格の高騰が四番目の問題である。2002年から2003年にかけて生じたアパート（日本のマンションに相当）購入価格の高騰を受けて、2003年から不動産投資抑制策が実施された。これにより、しばらく上昇ペースが鈍化した。2005年、2006年に再び強まった（図表6）。低金利が続くなかで、投資目的の資金が大量に流入したためである。とりわけ漢江の南に位置するソウル市江南地区はオフィス街に近く、緑も多く塾やショッピングセンターもあるなど居住環境に優れているため、アパート価格が高騰した。

韓国には月極の賃貸アパートは少なく、一

図表6 アパート購入価格（ソウル）の対前年上昇率と住宅担保融資額



（注）住宅担保融資のデータは2003年以降。

（資料）国民銀行, Nationwide Apartment Price Trends
韓国銀行, Economic Statistics System

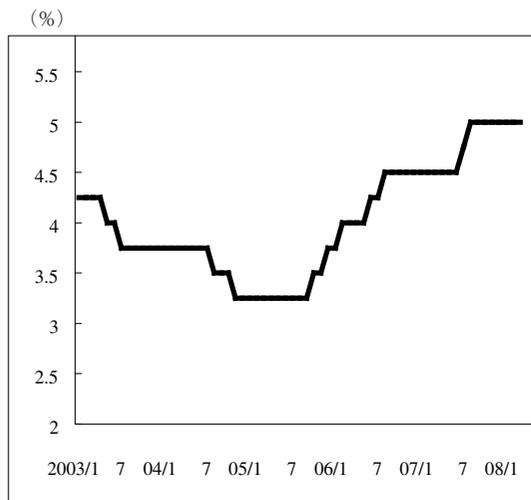
定額を家主に預けて借りる伝貰（チョンセ）という制度が主流である。2004年以降、アパートの購入価格の上昇に伴い伝貰価格も上昇するなど、住宅価格の高騰が生活を圧迫したことがうかがえる。

2005年に住宅価格が再び高騰したため、同年秋口以降政策金利が段階的に引き上げられるとともに（図表7）、同年8月に総合不動産対策が発表された。その柱は、複数住宅保有者に対する譲渡所得税の引き上げである。1世帯で二住宅以上を保有する場合、9～36%の累進税率が適用されていたが、2007年より最高税率が50%に引き上げられた。他方、都市部の住宅不足を緩和するため、新たに松坡区の国・公有地（合計200万坪）での宅地

開発を進めて5万世帯が入居出来る新都市を建設するほか、現在開発中の金浦新都市などにおける宅地開発を拡大していく計画が打ち出された。

こうした政策により、2007年の住宅価格は比較的安定的に推移したが、過去に何度も高騰を繰り返しているため、予断は許されない。また、金融機関のリスクにも注意を払う必要がある。韓国における住宅ローンの証券化はアメリカほど複雑な仕組みになっていないため、そのリスク管理は比較的容易とはいえ、近年、住宅ローンが増加した結果（図表6）、2006年末の家計債務の対GDP比率は、消費が過熱した2002年を上回る69%に達しており、その一部が不良債権化した際のインパクトは決して小さくない。

図表7 政策金利（コール翌日物）の誘導目標



（資料）図表1と同じ

(2) 盧政権の政策評価にあたっての留意点

盧政権の5年間の政策を評価するにあたって、以下の三点に留意する必要がある。

第1は、前政権が実施した政策の影響を強く受けたことである。格差拡大が構造改革に起因することは既に指摘した。通貨危機直後に誕生した金大中政権は民主主義、市場経済につぐ第三の国政理念として「生産的福祉」を提示して、構造改革を進める一方、社会的セーフティネットの整備に力を入れた。雇用保険の対象を98年10月に全事業所に拡大するとともに、非正規労働者（日雇いを除く）にも適用した（注3）。99年には国民年金の

対象を広げて国民皆年金制度を確立したほか（後述）、国民基礎生活保障法を制定した（注4）。

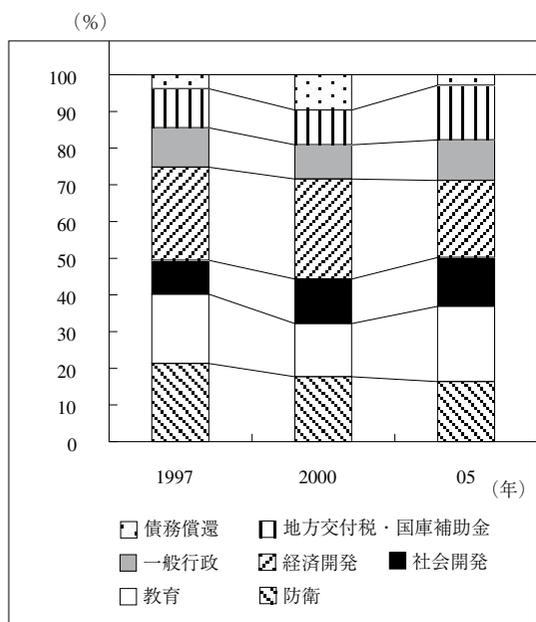
こうしたセーフティネットの整備は歳出面からも確認出来る。2005年の中央政府の歳出額（一般会計）は97年の2.1倍であるが、社会開発費（社会保障、環境改善、住宅および地域開発など）は3.0倍となり、歳出全体に占める社会開発費の割合は97年の9.2%から2005年には13.2%へ上昇した（図表8）。

社会的セーフティネットの拡充は通貨危機の影響を緩和した半面、その後の家計負担の増大につながった。所得が一定水準以上で伸

びていればさほど問題とならないが、前述したように所得が伸び悩んだため、その負担が増した。実際、都市勤労者世帯における支出動向をみると、「非消費支出」（直接税、公的年金、社会保険など）が支出全体に占める割合が97年の13.3%から2007年に17.3%へ、なかでも公的年金と社会保険の負担は3.2%から6.2%へ上昇している（図表9）。こうした負担に耐えられず、保険料を未納する人々が増加した。

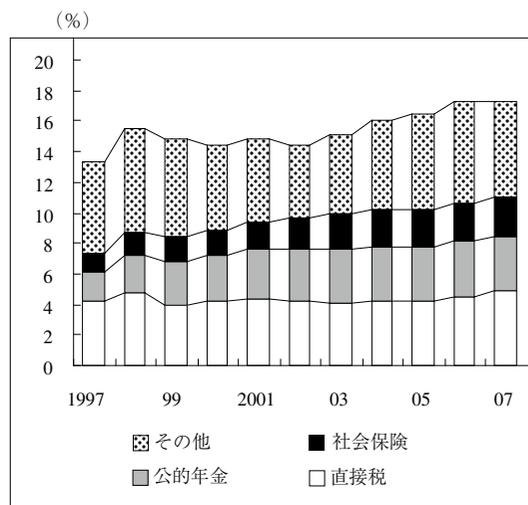
さらに、家計を圧迫したのが債務返済負担である。2001年から2002年にかけて、減税と消費者信用の拡大により消費は急拡大したが、それに伴い家計の債務と信用不良者（30万ウォン以上の借金を3カ月以上滞納してい

図表8 中央政府の分野別歳出構成（一般会計）



（資料）財政経済部

図表9 支出に占める非消費支出の割合



（資料）図表4と同じ

る人)が増加した。この問題に対する取り組みが遅れたことにより、2003年、2004年に未曾有の消費不況が生じたという点で盧政権の責任は免れられないが、問題の発端は金大中政権期に講じられた政策にある。

第2は、国会で野党ハンナラ党が長い間多数党であったことである。このため、政府あるいは与党が提出した法案が審議拒否や反対にあい、法案の可決が遅れたことである。そのなかに、「非正規労働保護法案」や年金改革法案がある。

第3は、盧政権が実施した政策のなかに評価すべきものがあることである。主な成果は非正規労働者の処遇改善に取り組んだことと、少子高齢化対策に着手したことである。

経済の立て直しを図り持続的成長を遂げる上で、非正規労働と少子高齢化対策は欠かせない。これらの点について、次節でやや詳しくみていくことにする。

- (注1) 非正規労働の定義は各国により異なる。韓国では非正規労働の定義と規模に関して論争があり、この点は横田 [2003]、イ [2004]、黄 [2006]などを参照。
- (注2) 『家計調査年報』では自営業者、失業者、単身世帯などが除外されている。こうした制約があるものの、単身世帯が除外されているため、その増加による「みせかけの格差拡大」を考慮しなくてすむ。
- (注3) 給付内容は、賃金の50% (上限は1日につき40,000ウォン)、最低90～240日雇用保険料を支払っていることが条件である。
- (注4) 国民基礎生活保障法の受給権者は、「扶養義務者がいないか、いても扶養能力がないまたは扶養を受けることができない者で、所得認定額が最低生計費以下である者」とされた。

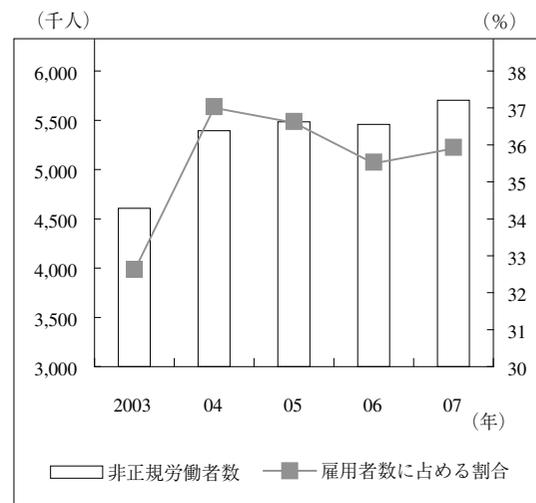
2. 重くのしかかる非正規労働・少子高齢化問題

(1) 「非正規職保護法」の制定

2007年8月に実施された政府の調査によれば、正規労働者が前年調査より28万5,000人増加する一方、非正規労働者は24万6,000人増加し570万3,000人となった (図表10)。非正規労働者の増加に歯止めがかかっていないのが現状である。

韓国では非正規労働者は、時限的雇用者、時間制雇用者、非典型雇用者に分類されている (図表11)。日本のパート労働に相当す

図表10 非正規労働者数



(資料) 統計庁 『経済活動人口付加調査』

図表11 労使政委員会の合意による非正規労働者

◇時限的雇用者
・期間性雇用者（労働契約期間の定めがある）
・期間の定めがない場合でも非自発的理由により継続勤務が期待できない雇用者
◇時間制雇用者
労働時間が、職場で同種業務に従事する雇用者の定労働時間より短い雇用者
◇非典型雇用者
派遣、在宅、日雇いなど

（資料）労使政委員会

る時間制雇用者の占める割合は7.6%と低く（注5）、最も多いのが期間の定めのある時限的雇用者である。年齢階層別では、30歳代と40歳代が合計で48.7%を占め、業種別では、①ビジネス・個人・公共サービス（163.3万人）、②卸・小売・レストラン・ホテル（61.7万人）、③製造業（57万人）の順となっている。製造業では自動車業界で非正規労働者の割合が高いといわれている。

非正規労働者の増加が大きな社会問題となったことを受けて、盧政権は非正規労働者の処遇改善を目的にした法律の早期制定をめざした。最初の法案は2004年11月に国会に提出されたが、政党間の合意が得られず、修正を余儀なくされ、最終的に法案が国会で成立したのは2006年11月であった。経済界は企業の負担が重くなる、労働市場の柔軟性が失われると不満を表明しつつも、法案を受け入れ

る姿勢を示した。他方、労働界では、韓国労働組合総連盟は十分満足するものではないものの、この法案が非正規労働者の処遇改善につながると一定の評価を与えたが、全国民主労働組合総連盟は、①使用者が2年の経過前に解雇しても何ら法的制裁を受けないため実質的効果がない、②非正規労働者を増加させる、③非正規労働者の権利を保障するのは非正規職をなくすことであるとし、反対の姿勢を明らかにした。

非正規労働者保護関連法（以下「非正規職保護法」）では、①非正規労働者に対する「合理的理由」（具体的な基準は労働委員会が策定）のない差別処遇を原則禁止する、②期間の定めのある労働者を2年以上雇用すれば、事業主は「期間の定めのない労働契約」（正規労働）を結んだとみなす、③派遣労働者に関しては、2年経過後、事業主に直接雇用を義務づける、などが規定されている。「合理的な理由」なしに差別を受けた非正規労働者は労働委員会にその是正を求めることが出来、同委員会が差別と認定した場合、事業主には是正命令が下される。命令に従わない事業主には最高1億ウォンの罰金が科される。

「非正規職保護法」は企業規模等に応じて段階的に適用され、2007年7月1日より適用されたのは従業員300人以上の企業と公共機関であり、100～300人未満の企業は2008年7月1日、5～100人未満の企業は2009年7月1日より適用される。

浮上した新たな問題

政府によれば、「非正規職保護法」は労働市場の柔軟性を維持しつつ、非正規労働者の処遇改善を図ることを目的としたものであるが、法律の制定直後、これにより非正規労働者の処遇改善と正規労働者への転換が進むという見方と、その実効性を疑う見方に分かれた。後者の根拠は使用者が2年の経過前に解雇しても何ら法的制裁を受けないことである。

これまでの企業の対応をみると、以下のよう
に分類出来る。

第1は、正規職への転換である。例えば、ウリ銀行は2007年3月に非正規労働者の3,076人を、新世界は6月に約5,000人を正規職に転換した。また政府は、今回の施行を受けて、非正規職のうち約7万名を正規職に転換すると発表した。

労働部によれば、法律が施行されて約8カ月内に、公的部門では68,000人、民間部門では27,000人が正規労働者に転換したという（Korea Ministry of Labor [2008]）。

第2は、非正規労働者の解雇である。人件費の追加負担の回避と雇用の柔軟性を確保するため、非正規労働者を解雇する動きがあり、なかには激しい労使対立につながったケースもみられる。例えば、ニューコアは非正規労働者を大量に解雇し、彼らが担っていたレジ業務を外部委託した。これに抗議した労働者が売り場の一部を占拠し、警察の介入を招く

事態にまで至った。また、公共機関の一部でも、これまで契約を更新してきた時限的雇用者の契約を打ち切るケースが出た。

第3は、上記の中間である。企業のなかには、2年以上勤務した人のなかで、一定の条件を満たした人だけを正規職に転換し、新たな職務給制度の下で「低賃金」の職務に従事させることにより、正規職への転換に伴う労働コストの上昇を回避する動きがみられる。

法律制定の効果を現時点で判断するのは時期尚早かもしれないが、政府の期待した効果が表れているとは必ずしもいえない。とくに、非正規労働者の解雇がかなりの規模で生じていることは憂慮される。同法が従業員規模の小さい企業に順次適用されていく過程で、解雇が広がることが懸念される。

政府も法律の制定のみで、非正規労働者問題が解決するとは認識しておらず、2006年9月に発表した「非正規労働者の雇用状況改善総合計画」では、5年間にわたり61の課題に取り組むと表明した。主な内容は、①職業訓練や転職支援を通じての正規労働者への転換、②「非自発的」な非正規労働者に対する社会的セーフティネットの強化、③賃金および職務体系の改革（年功型賃金から成果主義）を通じた柔軟性の拡大、④非正規労働の濫用の禁止などである。

「非正規職保護法」は労使双方から十分なコンセンサスを得られないまま「見切り発車」した感がある。「政治的妥協」の産物である

がゆえに、その後いろいろな問題が生じたのはある意味で当然といえるかもしれない。労働市場の柔軟性を損なうことなく、非正規労働問題をどう改善していくのかは、李政権の課題である。

(2) 進みだした少子高齢化対策

持続的成長を遂げるためには、急速に進展する少子高齢化への対応も重要である。韓国の出生率は2005年に1.08にまで低下した後、2006年に1.13、2007年に1.26と上昇したが、少子化が深刻である状況に変わりない。

2000年代初めに加速した少子化

韓国の合計特殊出生率（一人の女性が生涯で産む子供の平均数、以下出生率）は70年の4.53から85年に1.67へ低下した。日本の出生率が47年の4.54から1.66になったのは88年であることからみれば、韓国では日本の半分以下の年数でほぼ同じ幅低下したことになる。この期間における出生率の低下には、62年からの経済開発5カ年計画の開始とあわせて家族計画事業が進められたこととともに、女性の労働市場への参入が密接に関係している。賃金の上昇に伴って育児の機会費用（失われる所得）が増加し、それが子供をもつ効用を上回る、あるいは所得以上に「子育てのコスト」が増加するためである。

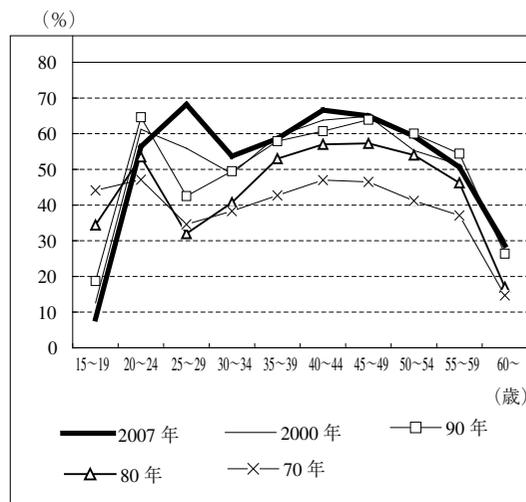
女性の労働力率は80年の42.8%から90年に47.2%へ上昇した。通貨危機の後一時的に低下したものの、2006年には過去最高の50.3%

となった（2007年は50.2%）。女性の労働力率上昇の一因に高学歴化がある。2007年をみると、全体の労働力率が50.2%であるのに対して、大卒以上は64.4%である。

90年と2007年の女性の労働力率を比較すると（図表12）、まず、25～29歳で著しく上昇したことが特徴的である。労働力率の最低点は25～29歳から30～34歳にシフトした。これは初婚および出産年齢が高くなったためである。2006年における女性の初婚年齢は27.8歳、第一子の出産年齢は29.2歳と、10年前よりそれぞれ2.3歳、2.5歳上がっている（統計庁「2007 Social Indicators in Korea」）。

出生率は80年代後半以降緩やかに低下しつつも97年まで1.5を上回っていたが、2000年

図表12 女性の年齢層別労働力率



(資料) 統計庁データベース

代に入って急低下していく。2001年に日本を下回り、2005年には1.08と戦後最低の水準となった（図表13）。これは通貨危機後、失業者と非正規労働者が増加するなど所得・雇用環境が著しく悪化したため、結婚や出産を先に延ばしたり、断念する動きが広がったことによる。

2005年に保健福祉部が中心となって実施した調査（全国の20～44歳の6,472人を対象にした面接調査）によれば、結婚しない理由として、男性が結婚費用負担、所得不足、不安定な雇用をあげている。他方、女性は適当な人に巡りあわない、ワークライフバランスが困難である、結婚費用負担が大きいことなどである。女性にワークライフバランスを困難と認識させている要因は、保育施設、出産・

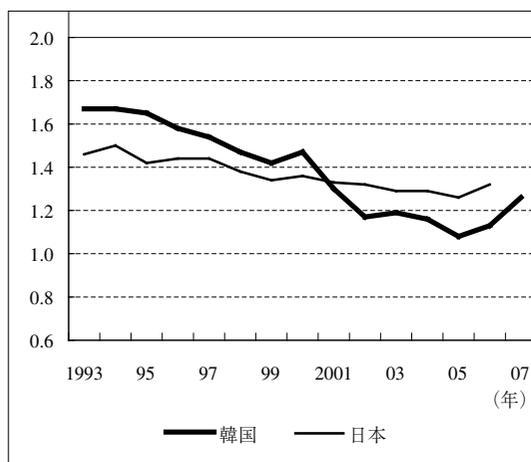
育児休暇、正規労働者として柔軟な働き方を可能とする制度などその実現に必要な社会的インフラの整備が十分でないこと、男性の家事労働時間が少ないことである。

保育施設は90年の1,919カ所から2006年には2万8,000超まで急増したものの、その大半が民間個人施設や家庭保育施設など小規模託児所であり、国公立の保育施設と比較してサービスの質が悪いという問題があった。

こうしたワークライフバランスが難しい社会環境は、国際的にみても明らかである。内閣府男女共同参画会議[2005]が設定した「女性が社会で活躍し、かつ男女が子供を産み育てやすい『社会環境』」の構成要素である「仕事と生活の両立可能性」（適切な労働時間、働き方の柔軟性）、「子育て支援の充実度（地域の子育て環境、子育て費用の軽減、家族による支援）」、「ライフスタイル選択の多様性」の3分野で、韓国とOECD（経済協力開発機構）加盟国平均値が比較可能な6項目を取り上げると、韓国では①労働時間が長いこと、②家族サービス給付費の対GDP比が低いこと、③教育費の公的負担が低いこと、④男女計の家事・育児時間に占める男性の時間の割合が低いことなどが確認出来る（図表14）。とりわけ後れているのは、家族サービス給付と男性の家事・育児への参加である。

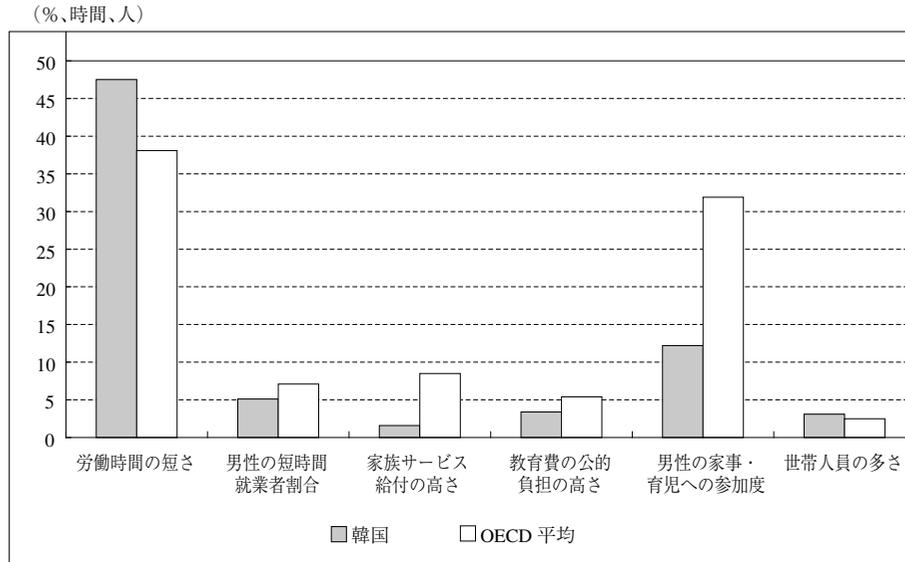
比較の対象とされた統計が2000年とやや古く、急速にワークライフバランスの実現に向けた取り組みが開始されたこと、週休2日制

図表13 韓国と日本の合計特殊出生率



（資料）韓国統計庁、厚生労働省

図表14 社会環境比較



(注) 労働時間と世帯人員以外は%
 (資料) 男女共同参画会議 [2005]

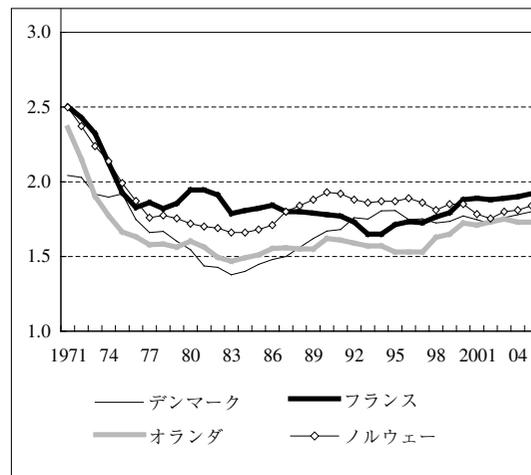
が中小企業の間にも導入され始めたことなどが反映されていないことを勘案しても、社会環境に改善の余地が大きいことは間違いない。

開始された少子化対策

欧州では、経済の発展のある段階まで女性就業率の上昇に伴い出生率が低下したが、やがて歯止めがかかり、U字型の回復を示している国が存在する。例えば、デンマーク、オランダ、ノルウェーなどでは80年代前半まで出生率が低下したが、その後緩やかに上昇しており、フランスでは90年代初めまで低下した後、上昇に転じた(図表15)。

各国固有の要因が存在するものの、共通し

図表15 欧州主要国の合計特殊出生率



(資料) World Bank, World Development Indicators 2007 Online

ているのは、出産や育児の負担に対する支援制度の確立、社会全体の意識の変化、男性による積極的な育児・家事参加などを通じて、ワークライフバランスが以前よりも実現しやすくなったことである（注6）。つまり、政府と民間の対応如何で出生率をある程度回復させることが出来ることを示している。

OECDの統計（2003年）によれば、児童・家族関係給付費の対GDP比率が北欧諸国では3%台であるのに対して、韓国は0.1%に過ぎない。このことは韓国の少子化対策の後れを端的に示すものであるが、今後、出産や育児に対する支援制度が拡充されれば、出生率が回復に向かう可能性があるともいえよう。

急速な少子化の進展は、経済の活力を失わせ、年金財政の破綻を招きかねないため、政府に本格的な取り組みを迫ることになった。盧政権は2005年、大統領直属の少子高齢社会委員会を設置し、2006年7月に「低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2010）」を発表した（図表16）。5年間で総額32兆7,000億ウォン（約4兆1,600億円）を投入し、2010年までに出生率をOECD平均の1.6まで回復させることをめざしている。

ポイントの一つは、育児・教育費の支援である。韓国では、扶養控除と教育費控除（幼稚園や保育所の利用に要する費用の所得控除）は導入されてきたが、日本の児童手当に相当する制度がなかったため、今回それを導入する。

図表16 「低出産・高齢社会基本計画」の骨子

- 2010年までに32兆ウォンの財政資金を投入
- 育児・教育費の支援対象と比率の拡大
- 保育サービスの拡充
- 子供3人以上で住宅のない家庭に対する賃貸住宅への優先入居
- 不妊治療への支援拡大
- 満5歳以下に児童手当を段階的に導入
- 子供数により親の国民年金の支払いの一部免除など

（資料）少子高齢社会委員会

韓国ではいわゆる教育熱が高く、塾代などの教育関連費が膨らんでいることも少子化の一因とされている。

もう一つは、ワークライフバランスが実現出来る環境の整備である。政府は保育サービスを拡充する一方、労働時間の短縮、育児休業の取得促進（男性の育児休業制度の導入を含む）、事業所内保育所の設置などで、企業側に協力を求める方針である。

この基本計画に沿って、各部（省）は具体的な施策の導入や必要な法改正を実施していく。女性家族部では2006～2010年までの中長期保育計画「セサクプラン」を打ち出し、「保育の公共性の強化」と「良質の保育サービスの提供」を目標に、5つの政策分野と20の政策課題を示した。また、労働部では育児期間における勤労時間短縮制度を導入する計画である。

出生率は2005年に1.08にまで低下した後、2006年1.13、2007年に1.26と上昇したことは先に述べたが、これは、2006年が「双春年」（旧暦で立春が2回くる）であったため、結婚件数が増加したこと（前年比5.2%増）、2007年が「黄金の豚年」（生まれる子供が金運に恵まれる）であったことなどの特殊要因によるものが大きいものの、失業率が2005年の3.7%から2007年に3.2%へ低下したことや政府が少子化対策に本格的に取り組み始めたことなども関係していると思われる。

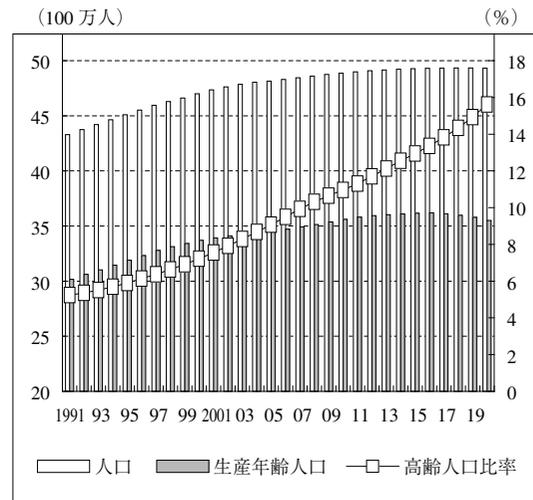
2010年までに出生率を政府目標である1.6まで回復出来るかは、所得・雇用環境の改善とともに、ライフワークバランスが可能な社会環境を整備出来るかにかかってこよう。

迫られる高齢社会への対応

少子化とともに、高齢化も急速に進んでいる。韓国は2000年に高齢化社会（65歳以上の高齢人口が全人口の7%以上）に入り、高齢人口比率は2007年現在9.9%である。統計庁の「将来人口の特別推計」によれば、生産年齢人口（15歳以上64歳以下の人口）は2016年、総人口は2018年をピークに減少に転じ、2018年には高齢社会（高齢人口比率が14%以上）に入る見通しである（図表17）。日本は高齢化社会（70年）から高齢社会（94年）への移行に24年要していることを考えると、韓国の高齢化がいかに急速であるかがわかる。

高齢者の生活は家計の貯蓄や就業の継続、子供や親族の援助を別にすれば、①民間部門

図表17 人口、生産年齢人口、高齢人口比率



（資料）統計庁データベース

の退職金、②社会保険方式の国民年金、③低所得層を対象とした公的扶助（国民基礎生活保障制度と敬老年金）に依存する。韓国では伝統的に子供（長男）の援助に頼ることが多かったが、核家族化の進展や女性の社会進出など家族のあり方が近年著しく変化し、家族の扶養機能が低下したため、就労機会の確保、公的年金制度の整備が急務となっている（注7）。

とくに少子化の進展に伴う労働力の減少を考えれば、働く意思のある高齢者の就労機会を確保することは重要な課題である。65歳以上の労働力率は近年やや上昇傾向にあり、2007年は31.3%である。ちなみに日本では2005年現在、19.9%である。この違いは、韓

国では就業者に占める自営業就業者（営業主＋家族従業員）の割合が2007年現在も31.8%と高いこと、年金制度の整備が遅れたことによるものである（注8）。

年金制度は60年公務員年金、63年軍人年金、75年私立学校教職員年金と、特定の職域年金制度がまず整備された。18歳以上60歳未満の国民を対象にした国民年金制度は73年11月に法案が国会を通過したが、石油ショック後の経済環境の悪化により導入が見送られ、88年に導入された。当初は従業員10人以上の事業所を対象としていたが、92年に従業員5人以上の事業所、95年に農漁民と農漁村地域の自営業者、99年に、都市地域の自営業者、零細事業者、臨時職・日雇い勤労者と、その対象が段階的に広げられた。公的年金加入者数は96年の899万人から2006年には1,834万人へ増加している。

導入当初の保険料は月額報酬の3%、年金給付率（所得代替率）は70%と、低負担・高給付であったが、2030年あたりに資金が枯渇する可能性が高まったため、98年に年金法が改正され、①給付率を従来の70%から60%に引き下げること、②保険料率を9%に引き上げること、③年金の支給開始年齢を2013年より5年ごとに1歳ずつ引き上げる（2033年には65歳）ことが決められた（第一次年金改革）。

その後、2007年までは、以下のような内容であった。年金保険料は事業場加入者は勤労所得の9%（労使折半）、地域加入者は総所

得の9%である。地域加入者の保険料は日本のように定額ではなく、加入者の申告所得にもとづいている。

20年以上加入し60歳に達した者は完全給付（40年加入の場合は標準月額額の60%）を受けが、そうでない場合は減額給付となる。次の式が示すように、基本年金額は必要最低限度の生活保障分と報酬比例分で構成される。

$$\text{基本年金額} = 1.8 \times (A + B) \times (1 + 0.05n)$$

A：年金受給前3年間の全加入者の平均所得金額

B：加入者個人の生涯平均所得金額

n：20年超過年数

年金は修正積立方式により運営されており、総収入は保険料と運用利益から構成される。88年に制度が導入されたため、2008年より受給者が本格的に増加し、2010年には300万人になる見通しである。

第一次年金改革が終了した後、再び改革論議が始まった（第二次年金改革）（注9）。これは国民年金法にもとづき5年ごとに年金財政の再計算が行われるためであるが、2000年代に入り少子化が急速に進んだため、改革の必要性が高まった。2002年3月、保健福祉部長官の諮問機関として「国民年金発展委員会」が設置され、2003年6月に最終案がまとまった。給付率を50%に引き下げるとともに、保険料率を15.85%まで段階的に引き上げるといったものであった。この改革案は国会に提出されたが、多数党であるハンナラ党の反対に

あい廃案となった。労働界、市民団体からの反対も強く、年金改革案はその後大きな変更を余儀なくされ、2007年に、①保険料率は現状のままで給付率を2008年から50%に引き下げる、②2009年から給付率を毎年0.5%ずつ引き下げ、2028年には40%にする、③低所得層を対象とする基礎老齢年金の対象者を拡大させるなどを柱とする改正法案がようやく成立した。

制度導入当初と比較して、給付率は70%から40%に低下することになる。保険料率は9%で据え置かれたが、出生率や平均寿命、実質賃金上昇率などを勘案した将来の財政収支見直しにもとづき、2010年以降2030年まで5年ごとに見直されていく。日本では2004年の年金制度改革により、給付率が50%、保険料率が段階的に18.3%にまで引き上げられることになったことを考えれば、負担の増大は避けられないであろう。

年金制度に関してはこのほか、年金給付を十分に受けられない「死角地帯」の存在、地域加入者の低い納付率（月数ベースで60%）、事業場加入者と地域加入者との公平性などの問題が指摘されている（奥田 [2007]）。

また、政府は年金制度を持続可能なものにするため、企業に定年の延長と企業年金の拡充を促している。従来、多くの企業の定年は55歳であったが、最近、それを58歳や60歳に引き上げる動きが広がっている。

（注5）OECDの雇用統計（2006年）では、雇用者数全体に

占めるパート労働者数の割合は8.8%で、日本の24.5%を大きく下回っている。

（注6）この点に関しては、樋口+財務省財務総合政策研究所 [2006] や丸尾・川野辺・的場 [2007] を参照。

（注7）高齢者の生活状況の変化については、小林・洪上 [2007] と林・矢野 [2005]などを参照。

（注8）日本では73年の厚生年金改正法により年金水準が充実したことにより、高齢者の労働力率が低下した。

（注9）韓国の年金改革については、金淵明・金教誠 [2004] を参照。

3. 李明博政権の経済課題

これまで述べてきたことが示すように、李明博政権が取り組まなければならない主要な経済課題は、投資の活性化、雇用の質的改善、少子高齢化対策の強化の3つである。これらは相互に密接に関連しているため、総合的な取り組みが必要である。

(1) 投資の活性化

経済を立て直すためにまず必要なのは、投資の活性化である。近年、総固定資本形成の伸び率が低水準で推移している上、その雇用創出力が低下していることは前述した。投資の活性化はそれ自体が需要の増加となるばかりではなく、所得・雇用環境の改善を通じて家計の「非消費支出」負担の軽減化と消費の拡大につながる。また、長期的には最新の技術を備えた資本設備を導入することにより生産性の上昇に寄与する。

李明博大統領は選挙期間中に規制緩和、減

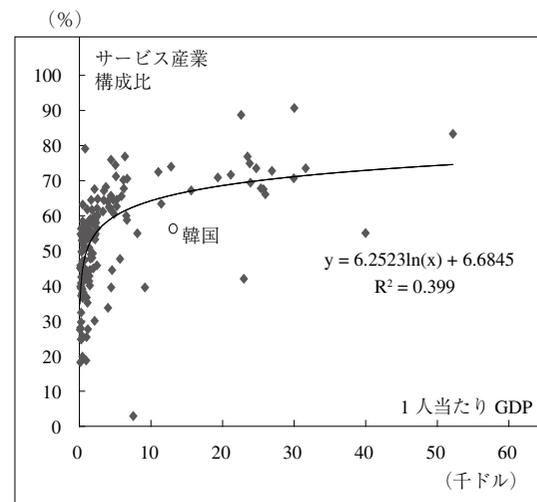
税、公共事業などを通じて投資を活性化し、雇用を創出することを訴えた。選挙公約の目玉として掲げた「大韓民国747」政策は、①年7%の成長で5年間に300万人の雇用を創出する、②10年以内に1人当たり国民所得4万ドルを実現する、③10年以内に世界7位の経済規模へ到達するというものである。2005年以降、雇用者数の増加が30万人を下回っていることを考えると、5年間で300万人の創出というのはかなり高いハードルである。実際、世界経済の減速により経済を取り巻く環境が厳しくなったことを受けて、政府は今年度の目標を成長率を6%前後、新規の雇用創出を35万人と、選挙公約を下回る水準に設定した。

その後発足した政権引継ぎ委員会が発表した国政課題には、投資活性化のための減税(法人税引き下げ、R&D投資の税額控除率の引き上げなど)、外国人投資の拡大、規制緩和の推進などが盛り込まれたほか、新産業の創出、コンテンツ産業の育成、サービス産業の競争力強化などが打ち出された。規制緩和として検討されているのが、財閥に対する出資総額制限の緩和や都市部の建築規制緩和などである。資産規模が10兆ウォンを超える大企業はこれまで、企業への出資に使える金額が純資産の40%以内に制限されていたが、これを緩和して投資の拡大につなげようとする狙いである。

投資分野についていえば、製造業における

付加価値の高い分野、高機能部品、高級素材、研究開発分野とならんで、雇用創出効果の高いサービス産業への投資が促進されるべきであろう。韓国のGDPに占めるサービス産業(電気・ガス・水道、建設は除く)の割合は2007年現在57.6%、就業者全体に占める割合は67.1%である。「経済のサービス化」が進展しているとはいえ、世界的にみると、韓国におけるサービス産業の発展は後れている。このことは、世界149カ国の1人当たりGDPとサービス産業構成比(GDPに占めるサービス産業の割合)をプロットしてみると明らかである(図表18)。一人当たりGDPがほぼ同じ水準である台湾ではサービス産業の構成比

図表18 1人当たりGDPとサービス産業構成比 (2005年)



(注) 1人当たりGDPは2000年ドル価格
(資料) 図表15と同じ

(2006年)が73.4%であるのに対して、韓国は61.9%である(数字はアジア開発銀行Key Indicators 2007)。

これ以外にも、①サービス産業の成長率が製造業を下回っていること(図表19)、②サービス収支が慢性的に赤字であること、③就業者に占める自営業就業者の割合が高いことなどの事実にも表れている。韓国では近年、スキーやゴルフをするために日本を訪問する者が増えているが、この一因に国内における施設不足や割高なサービス料金の問題がある。

サービス産業の発展が後れた要因として、規制の多さや創業コストの高さが指摘されている。通貨危機前まで、外国からの直接投資が規制されていたことも大きい。通貨危機後、

経済の再生には外資の活用が不可欠であるとの認識にもとづき、外資規制が大幅に緩和された。KOTRA(韓国貿易振興公社)内に新設された外国投資支援センターで外国企業に対するワンストップ・サービスが開始されたほか、天安市や光州市などに外国人投資専用工業団地が建設された。

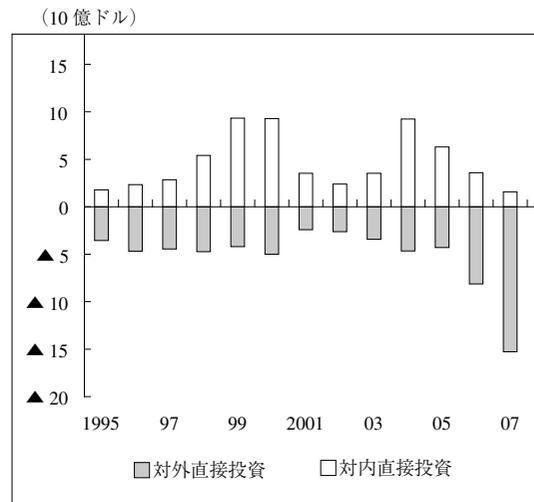
規制緩和が進むと、金融・保険、流通、ホテルなどの分野への投資が増加した。国際収支ベースで直接投資の動きをみると、通貨危機後しばらくの間は外国からの直接投資が増加したが、近年は減少傾向にある。対外直接投資が急拡大しているのとは対照的な動きである(図表20)。李政権が規制緩和を含む投資環境の改善を図り、外国からの直接投資を

図表19 産業別GDP成長率



(資料) 図表1と同じ

図表20 韓国の対内・対外直接投資



(資料) 図表1と同じ

増加させようとしている理由はここにある。

外国からの直接投資を拡大させるという点では、日本との経済連携協定の交渉再開が望まれる。韓国と日本は、2003年12月から経済連携協定の政府間交渉を開始したが、水産物の自由化をめぐる対立を契機に、2004年11月以降中断した。韓国政府は日本のノリの輸入割当制度が非関税障壁にあたるとし、WTO（世界貿易機関）に提訴した。この間に竹島（韓国では独島）の領有権や小泉首相の靖国神社参拝問題により両国関係が悪化したことも影響した。

経済連携協定締結にともなう経済効果には二つある。一つは短期的な効果で、関税ならびに非関税障壁の削減、撤廃による貿易の拡大である。もう一つは長期的な効果で、①規模の経済の実現、②市場の一体化による外国直接投資の増加、③規模の経済と競争圧力の高まりによる生産効率の向上、輸出の拡大などである。短期的には、日本からの輸入増加が予想されるが、長期的には、投資の拡大などのプラス効果が期待出来る。

今後のサービス産業に関しては、金融や教育、コンテンツ、レジャー産業などが有望視されるが、少子高齢化に伴ってニーズが高まることが期待される生活支援産業やヘルスケア産業（医療サービス、医療機材、医薬品、健康食品ほか）の育成を図ることも一案であろう。

(2) 雇用の質的改善

二番目は安定した所得が得られるように、雇用の質を改善することである。所得の安定化は出生率を回復させる上でも、年金財政を維持していく上でも重要である。

当面の課題は投資の活性化により雇用機会を創出しながら、非正規労働から正規労働への転換を促進することである。非正規労働者の処遇を改善し、社会保険加入割合を高めることは年金財政にもプラスに作用する。

前述したように、「非正規職保護法」は2008年7月より100～300人未満の企業に、2009年7月より5～100人未満の企業にも適用される。大企業のなかには正規職への転換を進めた企業もあるが、解雇の動きも拡大した。財務基盤の弱い中小企業では、大企業よりも正規職への転換を進める動きが鈍くなるのが懸念される。解雇を最小限に抑え、転換を促進するためには、税制面での支援が必要となろう。

こうした一方、賃金の上昇による単位あたり労働コストの上昇を避けるためには、従業員のスキルアップや職業訓練を通じた生産性の向上が欠かせない。政府にはこうした分野での支援強化が望まれる。

IMF [2007] は非正規労働が増加した一因に、正規労働者に対する過度な保護があると指摘している。他国と比較して、解雇が難しいこと、高い退職金を払う労働慣行が存在す

ることが、企業に正規労働者の採用を控えさせ、産業構造の変化を阻害させているという。企業が労働者を保護するのではなく、雇用保険や安定した経済、流動性の高い労働市場によって労働者を保護する方向をめざすべきとする。

長期的にはこの方向は正しいといえるが、社会的セーフティネットが最近になり整備されたことを考えれば、流動性の高い労働市場の形成は今後の課題といえる。

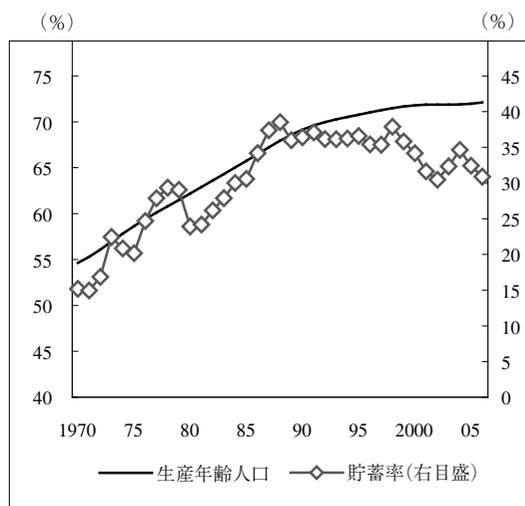
(3) 少子高齢化対策の強化

三番目は、少子高齢化対策を強化することである。生産年齢人口の減少は二つの経路を通じて成長の制約要因となる可能性が高い。

一つは、貯蓄率の低下である。一般的に、生産年齢人口比率が上昇すれば貯蓄率が高まり、低下すれば貯蓄率も低くなると指摘されている。高齢者になれば貯蓄を取り崩して消費に充てるためである。韓国の生産年齢人口比率と貯蓄率からもこの傾向が確認出来る(図表21)。

貯蓄率が99年から急低下したのは、通貨危機後、国民が生活水準を維持するために貯蓄を取り崩したことによるものであるが、その後も緩やかな低下傾向が続いている。経済のグローバル化に伴い海外からの資金流入が活発化しているため、国内の貯蓄率低下が直ちに投資の減少につながる可能性は低いものの、成長にとって潜在的マイナス要因である

図表21 貯蓄率と生産年齢人口比率



(資料) 図表15と同じ

ことに変わりない。

もう一つは、供給サイドである。成長会計が示すように、供給面からみた経済成長率は次のように表される。

$$\begin{aligned} \text{経済成長率} &= \text{資本分配率} \times \text{資本投入の増加率} \\ &\quad + \text{労働分配率} \times \text{労働投入の増加率} \\ &\quad + \text{全要素生産性の伸び率} \end{aligned}$$

上記の式で、資本投入は資本ストックに稼働率を乗じたもの、労働投入は就業者数に労働時間を乗じたものである。労働時間は趨勢的に減少傾向にあるため、現在の女性と高齢者の労働力率が変わらなければ、生産年齢人口の減少は労働投入の減少となる。潜在成長率を一定水準に保つためには、投資の拡大と生産性の向上とならなくて、女性と高齢者の労働力率の向上が必要である。

働力率を高めることが必要である。女性に関しては、30～34歳、35～39歳の労働力率が他の年齢層と比較して極端に低くなっている（「M字型パターン」）ため、引き上げる余地は大きい。

日本と異なり、韓国では生産年齢人口が減少に転じると予想される2018年まで約10年ある。①ワークライフバランスを実現出来る制度の整備、②出産や育児に対する経済的支援、③経済の活性化などを一段と強化することにより、女性と高齢者の労働力率の引き上げは十分に可能である。

ワークライフバランスを実現する上では、「自発的な」パート労働のもつ意義を積極的に捉え直すことが大切である。例えば、オランダではパート労働者が就業者全体に占める割合が2005年現在、35.7%、女性の場合には60.9%（OECD統計）であり、しかもその多くが期間の定めのない正規労働で、法律によりフルタイム労働者との均等待遇（賃金、休暇、年金などは労働時間比に応じて均等）が保障されている。

韓国ではこれまで、パート労働は低賃金であるため十分な生活資金を得ることが出来なかった。これを是正するには、パート労働者とフルタイム労働者の均等待遇を確立することが必要である。非正規労働対策が重要な理由がここにもある。また、「自発的な」パート労働を増やすことは、高齢者の就労機会を増やすことにつながる。

韓国政府も2006年9月に発表した「非正規労働者の雇用状況改善総合計画」のなかで、「自発的な」パート労働者を増やす方針を示しており、李政権の取り組みが注目される。

結びに代えて

以上みてきたように、李政権は非正規労働対策と少子高齢化対策などを進めながら、経済を立て直すことが求められている。

経済の立て直しの鍵を握るのが、規制緩和と減税によって投資を活性化することが出来るかどうかである。経済界は大統領の規制緩和と減税によって投資を活性化することが出来るかどうかが期待されているが、景気の先行きが不透明になっているため、投資が萎縮する可能性もある。また、投資の活性化に成功したとしても、格差の拡大や財閥への経済力集中が生じ、国民の不満が高まることにもつながりかねない。さらに、「非正規職保護法」の適用拡大により非正規職の処遇改善の進展が期待される一方、解雇が増加し、労使対立が激化するリスクも存在する。

世界経済の減速により、経済を取り巻く環境はこれから一段と厳しさを増していく。新政権に対する国民の期待が大きいだけに、限られた時間内で十分な成果を上げることが出来なければ、再び国民は失望しかねない。李明博政権は厳しい環境下でスタートした。

いずれにしても李新政権が今後どのような

政策を実施していくのか、大いに注目される。

参考文献

1. イ インジェ [2004] 「韓国における多様な雇用形態の定義と非典型雇用の概念」(日中韓ワークショップ「非典型雇用問題の現状と課題」労働政策研究・研修機構、2004年10月28日)
2. 奥田聡 [2007] 「韓国の年金問題：急速な少子高齢化と制度改編の必要性」(奥田聡編『経済危機後の韓国』アジア経済研究所)
3. 金淵明・金教誠 [2004] 「韓国の年金改革：社会連帯と財政不安の葛藤」(新川敏光・ジュリアーノ・ボノーリ編著 [2004] 『年金改革の比較政治学：経路依存性とは非難回避』ミネルヴァ書房)
4. 金早雪 [2006] 「韓国の雇用・労働政策の変遷、現状および課題」(宇佐美耕一・牧野久美子編『新興工業国における雇用と社会政策』アジア経済研究所)
5. 金勝権 [2007] 「韓国の少子化の現状と課題」(21世紀COEプログラム、日本福祉大学2006年度国際シンポジウム「韓国の少子化問題と保育・子育て支援を考える」報告書、2007年2月10-11日)
6. 小林和美・洪上旭 [2007] 「韓国の高齢者」(落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房)
7. 崔碩桓 「韓国における期間制(有期契約)・短時間労働者保護法の制定」(労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』Vol.50 Special Issue 2008)
8. 財団法人自治体国際化協会(ソウル事務所) [2007] 「韓国の少子化対策」CLAIR REPORT NUMBER 312 (Sep 28, 2007)
9. 武川正吾・イ ヘギョン編著 [2006] 『福祉レジームの日韓比較：社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会
10. 春木育美 [2006] 『現代韓国と女性』(新幹社)
11. 黄晶美 [2005] 「韓国女性労働の非正規化と社会政策の方向」(財団法人アジア女性交流・研究フォーラム『女性労働者の非正規化に関する日韓比較：労働市場と女性政策、職場のジェンダー構造化の分析』)
12. 黄秀慶 [2003] 「韓国女性労働の供給及び雇用構造」(日中韓ワークショップ「女性雇用政策の現状と課題」労働政策研究・研修機構、2003年10月31日)
13. 一 [2006] 「韓国における女性非正規雇用の実態と問題点」(松井範博・池本幸生編著『アジアの開発と貧困-可能性、女性のエンパワーメントとQOL』明石書店)
14. 内閣府 [2006] 『少子化社会白書(平成18年版)』ぎょうせい
15. 内閣府男女共同参画会議 [2005]、少子化と男女共同参画に関する専門調査会『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較』
16. 樋口美雄+財務省財務総合政策研究所編著 [2006] 『少子化と日本の経済社会：2つの神話と1つの真実』日本評論社
17. 丸尾直美・川野辺裕幸・的場康子編著 [2007] 『出生率の回復とワークライフバランス—少子化社会の子育て支援策』中央法規
18. 向山英彦 [2006] 「通貨危機は韓国の家計をどう変えたか」(『RIM』2006 Vol.6 No.20)
19. 横田伸子 [2003] 「韓国における労働市場の柔軟化と非正規労働者の規模の拡大」『大原社会問題研究所雑誌』No.535/2003.6
20. 一 [2007] 「1990年代以降の韓国における就業体制の変化と労働力の非正規化：日本との比較分析を中心に」(奥田聡編前掲書)
21. 林在圭・矢野敬生 [2005] 「韓国における高齢化と高齢者問題の現在」(店田廣文編『アジアの少子高齢化と社会・経済発展』早稲田大学出版部)
22. Hong Sung-Dae and Kim Chul-Ju [2005], The Study on Transformation of Family Structure and Orientation of Family Welfare in Korea, *The Review of Korean Studies* Vol.8, No.4(187-208)
23. Hwang Gyu-Jin [2006], *Pathways to State Welfare in Korea*, Ashgate
24. Hyun-Jeong Kim [2007], *The Shift toward the Service Economy: Cause and Effect*, The Bank of Korea, Economic Papers Vol.9 No.1
25. IMF [2006], *Republic of Korea: Selected Issues*, IMF Country Report No.06/381
26. 一 [2007], *Republic of Korea: Selected Issues*, IMF Country Report No.07/345
27. Jeong Insoo and Jaeryang Nam [2007], *The Status of Youth Unemployment in Korea and Policy Tasks*, Kore Labor Institute
28. Korea International Labour Foundation [2006], *Introduction to the Law on Non-Regular Work*.
29. Korea Ministry of Labor [2008], *Follow-up to the Non-Regular Work Law and Related Key Programs in 2008*
30. Korea National Statistics Office, *Annual Report on the Household Income and Expenditure Survey*, Various Issues.